資料１

前回審議会でいただいた主なご意見と対応状況について

ハロートレーニング
急がば学べ

前回審議会でいただいた主なご意見と対応状況について

【本文を修正したもの】

区分	内容	対応状況
①就職後の定着・マッチング及び成果把握	＜長濵委員、我喜屋委員、知花委員、中村委員＞ 職業能力開発の成果を、訓練受講・修了・就職だけでなく、就職後の定着まで視野に入れて捉える。ミスマッチを減らすため、企業実習・職場体験等の実践的訓練、キャリア支援、企業側の人材育成を進めるとともに、就職後の状況を把握し、訓練内容等の改善につなげる必要がある。	第３部１⑵第１〇を下記のとおり修正しました。 ○　公的職業訓練については、産業界・地域の人材ニーズに対応した効果的で質の高い職業訓練を提供するため、訓練の実施状況及び修了後の就職・職場定着状況、習得した技能の活用状況等の成果を把握・評価し、その結果を踏まえ、訓練内容、訓練方法及び訓練実施体制を継続的に点検・改善する。
②人材ニーズの把握と訓練への反映	＜知念委員＞ 第11次計画における在職者訓練の実績も踏まえ、県内各業種の人材育成ニーズを的確に把握し、訓練内容等に反映することが重要である。その際、足元の人材ニーズだけでなく、2040年の就業構造推計等の中長期的な人材需給の変化も見据えて検証する必要がある。	第３部１⑴第１○を下記のとおり修正しました。 ○　産業界や地域において求められる人材ニーズを的確に把握し、デジタル技術の進展等によるスキルの変化や中長期的な人材需給の見通し、本県の産業構造・地域特性を踏まえ、効果的な職業能力開発を推進する。

前回審議会でいただいた主なご意見と対応状況について

区分	内容	対応状況
③AI等の技術変化に対応した現場人材の育成・訓練の充実	＜宮国委員、我喜屋委員＞ AI等の技術進展により現場で求められる技能も変化する中、県民生活・産業活動を支える現場人材について、新しい技術への対応と、これまで培われた技能・経験の次世代への継承の双方を進める必要がある。また、現場で求められる技能とのギャップによるミスマッチを防ぐため、実務経験を取り入れるなど、より実践的な訓練を充実する必要がある。	第３部２⑷第３〇を下記のとおり修正しました。 〇　若年者がものづくりや技能に触れる機会の充実を図るとともに、技能・経験を次世代へ継承するため、技能団体等が学校や地域と連携して実施するものづくり教室、ものづくりマイスター等の熟練技能者による実技指導、体験イベント等の取組を促進・支援する。
④中高年齢者への支援	＜宮国委員＞ 中高年齢者は年代や状況によって課題や必要な支援が異なるため、一括りに捉えるのではなく、それぞれの状況に応じた支援を行うことが重要である。比較的若い層では、これまでの経験を生かしながら新しい技術等に対応すること、より高い年齢層では、技能・経験を生かして就業を継続するとともに、次世代へ継承していくことなどが重要となる。	第３部５⑷第１〇を下記のとおり修正しました。 〇　中高年齢者が、高齢期を見据えた職業生活設計の下、これまで培ってきた経験や能力を生かしつつ、役割変化やデジタル化等の環境変化に対応し、職業生活を通じて能力を発揮できるよう、世代に応じたきめ細かなキャリア形成支援や職業能力開発機会の提供に取り組む。

前回審議会でいただいた主なご意見と対応状況について

区分	内容	対応状況
⑤若年無業者やひきこもり等への支援	＜長濵委員＞ ひきこもりや不登校等の課題が今後一層大きくなることを見据え、現在の施策体系で十分に対応できるかを検討し、必要な支援を行うことが重要である。	第３部５⑵第３〇を下記のとおり修正しました。 〇　若年無業者、フリーター等、若年期における職業生活への移行や安定的なキャリア形成に支援を要する者に対しては、地域若者サポートステーション等の関係機関と連携し、相談支援につなげるとともに、必要な職業訓練等を通じて、基礎的な職業能力の形成と就労支援を図り、一人ひとりの状況に応じた職業的自立を支援する。
【施策の運用対応としたもの】		
⑥技能・スキルの見える化と活用	＜宮国委員、我喜屋委員、佐久川委員＞ 労働者が身に付けた技能・経験等を客観的に示せるよう、職業能力評価制度や業界ごとの仕組みを活用してスキルの見える化を進め、その結果をキャリア形成、企業における評価・処遇等につなげることが重要である。また、個人のスキルを企業・業界でも活用し、企業の人材力の可視化や受注拡大、産業振興等につなげる視点も重要である。	委員のご意見内容につきましては、第３部２⑴労働市場におけるスキル等の見える化の促進等の項目で対応させていただき、今後の具体施策の中で落とし込んでいきたいと考えております。 ＜第３部２⑴第１〇＞ 〇　労働市場における職業、スキル、処遇、職業能力開発機会等の情報の見える化を促進し、労働者の主体的なキャリア形成、企業の人材育成、求人・求職のミスマッチ解消につなげる。 ＜第３部２⑵第１〇＞ 〇　職業能力評価制度や資格等を活用し、労働者が身に付けた知識・技能・経験を客観的に示すことができるよう、スキルの見える化を促進し、キャリア形成、職業能力開発、人材育成、処遇改善等につなげる。

前回審議会でいただいた主なご意見と対応状況について

区分	内容	対応状況
⑦キャリア形成・リスキリング支援	＜野原委員＞ 非正規雇用労働者や就職氷河期世代等を含め、在職者が働きながらキャリア形成やリスキリングに取り組む際には、時間的制約や訓練情報の入手等の課題があることから、個々の状況に応じて取り組みやすい環境を整える必要がある。 また、職業人生が長期化する中、新しい技術を身に付けることと、これまで培った技能・経験を次世代へ継承することの双方を進めることが重要である。	委員のご意見内容につきましては、第３部３⑴キャリア形成支援の充実等の項目で対応させていただき、今後の具体施策の中で落とし込んでいきたいと考えております。 ＜第３部３⑴第１〇＞ 〇　就業構造の変化や職業人生の長期化、働き方の多様化を踏まえ、在学段階から職業生活を通じて、個人が職業や働き方への理解を深め、自らの適性、経験、能力等を踏まえながら、自律的・主体的にキャリアを形成できるよう、キャリア形成支援の充実を図る。 ＜第３部３⑵第１〇＞ 〇　就業状況、育児・介護等の事情、希望する働き方やキャリアの方向性に応じ、労働者が、学び直しやリスキリングを含む職業能力開発に主体的に取り組める環境づくりを進める。 ＜第３部４⑵第１〇＞ 〇　企業が、経営課題や人材戦略を踏まえ、雇用する労働者の職業能力開発を段階的かつ体系的に行うことができるよう、企業内における職業能力開発計画の策定、推進体制の整備、学びやすい職場環境づくり等を促進する。

前回審議会でいただいた主なご意見と対応状況について

区分	内容	対応状況
⑦キャリア形成・リスキリング支援（つづき）		＜第３部５⑴第１〇＞ 〇　非正規雇用労働者が、本人の希望や就業状況に応じて職業能力を開発し、安定就労、キャリアアップ及び処遇改善につなげることができるよう、働きながら学びやすい職業訓練機会の確保、キャリアコンサルティング等による相談支援、企業内における能力開発や正社員転換等に向けた支援を一体的に推進する。 ＜第３部５⑻第１〇＞ 〇　就職氷河期世代等、就職やキャリアアップに当たり特別な支援を要する方が、個々の状況や課題に応じて必要な支援を受け、安定した就労、処遇改善又は職業的自立につなげることができるよう、関係機関によるきめ細かな支援を推進する。
⑧若年者に対するキャリア教育	＜知念委員＞ 若年者の離職や職業とのミスマッチを防ぎ、将来の職業選択や安定的なキャリア形成につなげるため、幼少期から高等教育まで、教育機関、産業界等が連携し、成長段階に応じたキャリア教育を継続的に行うことが重要である。	委員のご意見内容につきましては、第３部３⑴ キャリア形成支援の充実の項目で対応させていただき、今後の具体施策の中で落とし込んでいきたいと考えております。 ＜第３部３⑴第１〇＞ 〇　就業構造の変化や職業人生の長期化、働き方の多様化を踏まえ、在学段階から職業生活を通じて、個人が職業や働き方への理解を深め、自らの適性、経験、能力等を踏まえながら、自律的・主体的にキャリアを形成できるよう、キャリア形成支援の充実を図る。

前回審議会でいただいた主なご意見と対応状況について

区分	内容	対応状況
⑨必要な方への情報提供	＜澤岻委員、中村委員＞ 家庭環境や個人を取り巻く状況等により、支援や訓練に関する情報を必要としていても届きにくい方がいることから、訓練を必要とする方に必要な情報が届くよう、情報提供のあり方を工夫することが重要である。	委員のご意見内容につきましては、第３部１⑸ 県全域における職業能力開発機会の確保の項目で対応させていただき、今後の具体施策の中で落とし込んでいきたいと考えております。 ＜第３部１⑸第４〇＞ 〇　職業訓練や支援制度に関する情報について、ハローワーク、県、関係機関の窓口、ウェブサイト等を通じて周知し、必要な人が訓練機会に円滑につながるよう情報提供の充実を図る。
⑩関係機関の連携と相談支援体制の充実	＜知花委員＞ 関係機関がそれぞれの役割を共有し、実務レベルで連携できる関係を構築するとともに、企業外も含めた相談・支援体制を充実することが重要である。	委員のご意見内容につきましては、第３部５⑸ 障害者への支援の項目で対応させていただき、今後の具体施策の中で落とし込んでいきたいと考えております。 ＜第３部５⑸第１〇＞ 〇　障害者が、障害特性や本人の希望、企業ニーズ等に応じて、職業能力の開発に取り組み、職業的自立や職場定着を図ることができるよう、関係機関と連携し、障害者向け職業訓練、受講しやすい訓練環境の整備、就職・定着支援を一体的に推進する。